

令和2年5月5日

保護者の皆様へ

佐賀市立東与賀中学校
校長 中山三知子

新型コロナウイルス感染症対策による学校臨時休業期間中の学校開放について（お知らせ）

保護者の皆様には日ごろから本校の教育活動へのご協力ありがとうございます。

この度、緊急事態宣言が全都道府県で延長され、県から学校の臨時休業について要請を受け、令和2年5月7日（木）から5月13日（水）まで佐賀市の小中学校が一斉に臨時休業を延長することになり、その旨お知らせいたしました。しかしながら、休業期間中の生徒の安全の確保について不安に思われている保護者の方もおられると思います。佐賀市では、国の緊急事態宣言の主旨に鑑み、やむを得ない事情により、自宅待機が難しい生徒について、学校での受け入れを行うこととなりました。

つきましては、下記内容にご留意の上、必要に応じて学校への申し込みをしていただきますようお願いいたします。

記

1 目的

学校の臨時休業に伴い、平日の下記時間帯において生徒の安全を確保するため、学校の教室・図書室等の施設を開放して見守りを行う。

2 対象者

国の緊急事態宣言の主旨に鑑み、平日の下記時間帯において、やむを得ない事情（同居する方全員が仕事等の理由で適切な保護が受けられない）により自宅待機が難しい生徒

3 開放期間等

期 間：令和2年5月7日（木）から5月13日（水）までの平日

開放時間：8時30分から16時まで

開設場所：教室・図書室、多目的室等

昼 食：給食がありませんので、必要に応じて弁当を持参させてください。

※ 今回の臨時休業の趣旨に鑑み、学校へ申し込みをするか否かにつきましては保護者の皆様で慎重にご判断ください。

4 留意点

- ① 別紙 学校施設利用申請申込書提出後に欠席される場合は当日の朝、必ず学校までご連絡ください。
- ② 学校では自学・自習での過ごし方が基本になります。学校から出された宿題など学習ができる準備をして登校させてください。
- ③ 午前中から午後まで学習する場合は、弁当・飲み物を持参させてください。
- ④ マスクを着用させてください。
- ⑤ 服装や持ち物については普段の学校生活の決まりと同じです。学習に不要なものは持たせないでください。
- ⑥ 利用を希望される場合は、別紙 学校施設利用申請申込書を第1日目の利用日に学校までご提出ください。なお、最初に登校したときに、職員室へ申込書を持参するようにお子様へお伝えください。
- ⑦ 当日発熱等があり、具合の悪い場合は登校できません。
- ⑧ 本学校開放に係る事故等については、日本スポーツ振興センター災害共済給付金が適用されます。

【補足】

○学校の校庭の開放について

8:30～16:00 で校庭のみ開放を行います。ただし、こちらは上記⑧と違ってスポーツ振興センターの補償対象になりませんので、登下校を含め、けが等に充分注意するようにお話しください。申込書は不要です。

別紙

学校臨時休業期間中の学校開放による学校施設利用申請申込書

令和2年5月 日

佐賀市立東与賀中学校長 宛

臨時休業中の学校開放による学校施設を利用申請します。

- (1) _____年_____組
- (2) 生徒氏名 _____
- (3) 保護者氏名 _____ 印
- (4) 申し込みをする期日に○を付けて、利用時間帯を記入ください

【記入例】	5月7日(木)	5月8日(金)	5月11日(月)	5月12日(火)
○				
9:00~12:00	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
5月13日(水)				
: ~ :				

.....

令和2年5月 日

学校施設利用申請保護者 様

上記申し込み期日について、学校施設の利用を許可します。

佐賀市立東与賀中学校
校長 中山三知子 印